

平成26年4月24日

公正取引委員会からの事前通知書の受領について

当社は、当社を含めた関係事業者の間で独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成24年6月5日および同年9月19日に公正取引委員会の立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会より、段ボールシートおよび段ボールケースの取引にかかるカルテル（独占禁止法第3条：不当な取引制限）に関して、「排除措置命令書（案）」および「課徴金納付命令書（案）」にかかる事前通知書を受領しましたので、お知らせいたします。

当社といたしましては、本件事前通知書の内容の詳細を精査・確認するとともに、公正取引委員会より証拠等に関する説明を受け、今後の対応を慎重に検討して参ります。

もとより、当社は、本件の最初の立入検査を受けた後、同年6月18日に「価格カルテルにかかる調査委員会」を設置しました。それによる社内調査の結果、一部独占禁止法に違反する行為が判明したことから、「脱カルテルの表明」を平成25年1月30日開催の取締役会で決議し、コンプライアンス担当役員の選任、再発防止策の策定、関係者の懲戒処分等の対応をこれまでに実施しております。

本件に関し、皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。当社は、今後とも再発防止の取り組みを着実に進め、信頼回復に向け一層の努力を行ってまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上